

特定事業者に関するFAQ (市町村への資金拠出制度について)

Q 1	「どの市町村が、いくらのお出金を受けるのか」を公表していますか？
A 1	毎年 10 月に前年度分をホームページで公開しています。(市町村名、金額等) http://www.jcpra.or.jp/00oshirase/kyosyutsukin/index.html
Q 2	請求書の拠出委託料金とはなんですか？
A 2	容り法の改正により、リサイクルの品質向上と費用低減に貢献した市町村に対し、その貢献に応じて特定事業者が市町村に対して支払うことになった拠出金の原資となる委託料です。 容り法のもと、分別収集は市町村、リサイクルは事業者と役割分担されています。 容り法の 10 年目の見直しが行われた際、特定事業者と市町村、双方が自らの費用負担の重さを訴え、議論が積み重ねられた結果、実際にリサイクルにかかった費用が想定した額よりも下回った場合は、双方の努力の成果としての「費用効率化分」の半分を、特定事業者から市町村に支払うことが決定されました。 特定事業者は、容器包装そのものの軽量化・薄肉化、過剰包装の削減、市民への呼びかけによるレジ袋排出の抑制などに努め、いっぽう市町村は、市民へ分別排出や品質向上への普及・啓発に努めるなど、各主体の連携によって、社会的コストの低減が図られます。
Q 3	拠出委託料は消費税課税ですか？
A 3	課税です。従来の請求書どおり、請求額の下欄に内税として記載しています。
Q 4	請求書のガラスびんの拠出委託単価 0 円となっていますが、どういう意味ですか？
A 4	市町村への合理化拠出金は「想定額」よりも「現に要した費用」が下回った場合に発生します。 ガラスびんは、「現に要した費用」が想定額を上回る見込みのため拠出金は発生しない見込みです。よって、拠出委託料を徴収する必要がない見込みのため単価を 0 円としました。
Q 5	H21 年度分の支払はしているはずなのに、(請求書の明細を見ると)再度平成 21 年度分の請求がされているようです。入金に不足額があったのでしょうか？
A 5	「再商品化委託料」には 2 種類の委託料があります。確かに 21 年度の「再商品化実施委託料」についてはお支払いいただいておりますが、今回ご請求しているのは、21 年度の「拠出委託料」です。平成 20 年 4 月から施行された「市町村への資金拠出制度」(容り法第 10 条 2、施行令第 1 条 2 号)に伴い、平成 21 年度分を申込した場合、その申込量に対して翌年度(22 年 6 月)に市町村に対する平成 21 年度拠出委託料を請求することになっている(平成 21 年度再商品化委託契約約款第 7 条「拠出委託料及びその支払い」)ため、今回の請求とは平成 21 年度分の拠出委託料になります。
Q 6	拠出委託料はいつの時点で発生したものと捉えればよいのでしょうか？未払費用として経理処理すればよいのでしょうか？

A 6	拋出委託料を未払費用として処理することはできません。 したがって、今回請求（22 年度に）している 21 年度拋出委託料金は、経理上、貴社がお支払いいただいた年度の損金処理をしてください。（例えば、過年度に遡って申込したケースでも、実際支払った年度の損金扱いとなります。）
Q 7	弊社の在所する市町村は協会に引渡しをしていないはずですが、弊社も拋出委託料を負担しなければいけないのでしょうか？
A 7	特定事業者の所在地は関係ありません。 全国総量に対する費用を、各特定事業者の申請した量で按分して負担していただいています。
Q 8	余剰金と市町村への拋出金は同額ではないのですか？なぜ拋出金のほうが多い（少ない）のでしょうか？
A 8	余剰金と拋出金はまったく異なる性格のお金です。 （当協会ホームページの「再商品化合理化拋出金は、精算金（余剰金）の 1/2 ではありません」をご覧ください。） 精算金は協会の収入と支出の過不足によって生じるもので、特定事業者から預かった委託料金より再商品化事業者へ支払った金額等、協会の経費も含めて再商品化の実施にかかった金額が多かった（少なかった）場合（4 月から翌年 3 月までのキャッシュベース）、差分を特定事業者へ返還（追徴）するものです。 一方、拋出委託料金は、特定事業者が市町村に対して支払うものであるということ。その内容は、1 年間（4 月から翌年 3 月）に市町村が再商品化事業者へ引き渡した量に対して実際にかかった費用（現に要した費用）が、国が定めたあらかじめかかるであろうと想定されていた額（想定額）より少なかった場合、分別収集に貢献した市町村に対して差額の 1/2 を拋出するというものです。 負担元はいずれも特定事業者ですが、支払先と根拠、算出方法は全く異なりますので、この 2 つは同じにはなりません。
Q 9	今まで知りませんでした。周知に努めましたか？
A 9	「21 年度再商品化委託契約約款」（第 1 条「約款の適用」、第 4 条「再商品化委託料及び委託単価」等）にも掲載しております。また、21 年 12 月に発送の平成 22 年度申込書類の重要資料集で掲載しております。 他に、当協会の各事業委員会など諸会議での説明や、協会ホームページおよび協会ニュースでの広報、さらには関係業界からの要請に応じた説明会等を通じて周知に努めております。
Q 10	「現に要した費用が想定額に達しなかった場合のみ、市町村拋出金が発生する」とのことですが、そもそも想定額が市町村からの申込量を基に算出されるものであるかぎり、市町村側が申込量を水増しできるのではないのでしょうか？
A 10	ご指摘のようなことが起こらないように協会では、市町村に対して実態に則した申込をしていただくよう依頼しています。
Q 11	申込書類送付の際に重要事項としてお知らせするだけでなく、自社の負担する拋出委託料を認識できるようにするべきではないでしょうか。
A 11	認識いただく方法ですが、拋出委託単価決定次第、ホームページに掲載しております。その時点で、特定事業者はご自身で計算できることとなります。素材ごとの拋出委託単価×21 年度委託申込量を合算すれば、自社の負担する拋出委託料は分かります。また、オンライン上の「申込状況検索

	画面」で拋出委託料金をご確認いただけます。
Q 12	事業者は容器包装の減量に努めても報われず法の改正によりどんどん負担が重くなっていくではありませんか。
A 12	今回の改正による拋出委託料金については、最終的に実施委託料金の低減に繋がるものと想定しています。 市町村は中間処理に努め、品質のよい分別基準適合物とすることで、リサイクルコストが低減します。これにより、特定事業者が負担する実施委託料金が減少するということです。 「現に要した費用」が「想定額」を下回らなければ市町村へ拋出する必要はなく、「拋出委託料」は支払う必要がなくなります。しかしその場合は、実際にかかった費用が想定額以上ということであり、特定事業者としては、想定額以上の再商品化実施費用(再商品化実施委託料として負担)を支払うことになります。 拋出委託料が発生する場合と比較して、金額的にどのような差があるか、具体例をあげて比較してみます。 ①想定額が 100 億円で実績額が 80 億円の場合 ②想定額が 100 億円で実績額が 110 億円の場合 ①のケース：「合理化拋出金」が発生する 「再商品化実施委託料」＝80 億円 「拋出委託料」＝10 億円 「委託料」合計＝90 億円 ②のケース：「合理化拋出金」が発生しない 「再商品化実施委託料」＝110 億円 「拋出委託料」＝ 0 円 「委託料」合計＝110 億円 こうしてみますと、拋出金を支払わないケース②の方が、委託料は多くなる、ということになります。
Q 13	H21 年度申込をしておりました。その場合、拋出委託料はどのように支払うことになりますか？
A 13	過年度分のお申込みとして、22 年度以降にお申込みいただいた内容に基づき、21 年度実施委託料(精算後で再計算)と、拋出委託料(予定)を合算でお支払いいただくことになります。
Q 14	ある年度に拋出委託料が発生するかどうかはいつ判明しますか？

A 14	抛出委託単価決定次第、ホームページに委託単価を掲載しますので、その時点でいくらの(予定)抛出委託料金になるか判明します。ただし、請求は翌年度となりますので、当該年度分の未払金には計上できません。
Q 15	実施委託料のみを支払って、その後、抛出委託料を支払わなかった場合、その年度の再商品化義務履行についてはどのような扱いになりますか？(履行か不履行か)
A 15	義務不履行になります。実施、抛出あわせて再商品化委託料金です。なお、平成 21 年度の義務履行者リスト、実施・抛出委託料金の公表については、抛出委託料金の精算終了をもって履行が確定する為、平成 23 年 10 月になります。
Q 16	市町村に対して X 年度抛出金を支払われたのちに、過年度分として X 年度申込をする事業者が支払う X 年度抛出金の使途はなんですか？(何年度の収入になり、どのように使われますか？)
A 16	実際に収入が発生した年度の抛出委託料の収入となります。 例えば 21 年度抛出委託料を 23 年度に申込、支払完了した場合、 23 年度の抛出委託料収入(22 年度分)となり、23 年度中に 22 年度分をお支払いいただいた事業者への精算原資となります。
Q 17	22 年度分をまだ申込んでいない(又は非申込手続きをしている)のに請求書がきました。これは何ですか？
A 17	これは 22 年度分の請求ではありません。 21 年度の再商品化委託をお申込みいただいている全ての方に支払義務が生じる、21 年度分の抛出委託料金の請求です。 6月に 21 年度の実施委託料金の精算金が確定するので、その時点で 22 年度お申込みがなくても、21 年度実施委託料金精算金と 21 年度抛出委託料を相殺した金額をご連絡します。
Q 18	21 年 3 月に廃業しました。21 年度分の抛出委託料は支払わなくてもよいですか？
A 18	協会へ廃業のお届けはお済みですか？契約約款に記載のとおり廃業した場合は当該年度の 3 月 15 日までに協会へお届けをいただくことになっています。お届けがなかった場合、20 年度分の再商品化実施委託料金の精算金と相殺して 21 年度分の抛出金をお支払いいただきます。
Q 19	収支計算書の支出の部にある「再商品化委託料支出」と「現に要した費用」とは同じですね。
A 19	同じではありません。「再商品化委託料支出」は 21 年 4 月から 22 年 3 月までに、再商品化事業者が再商品化製品を販売した量に基づき協会が再商品化事業者に対して支払ったお金であるのに対し、「現に要した費用」は市町村が 4 月から 3 月までに引き渡した量のうち、特定事業者負担分のみのリサイクルに対して再商品化事業者を支払ったお金です。 再商品化事業者は市町村から引き取った分別基準適合物を 3 ヶ月以内に再商品化することと契約上定めています。 例えば、22 年 3 月に市町村が引き渡した分別基準適合物を 22 年 6 月に再商品化した場合、再商品化事業者へ支払ったお金は 22 年度の「再商品化委託料支出」となりますが、「現に要した費用」においては 21 年度分となります。